

エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助要綱

平成13年11月6日区長決定

(趣旨)

第1条 エコポリス板橋地区環境行動委員会（以下「地区委員会」という。）に対する活動費の補助は、この要綱の定めによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象となる地区委員会は、東京都板橋区立地域センター条例（平成17年東京都板橋区条例第10号）第3条に規定する地域センターの担当区域単位で組織され、規約に基づいて運営されている地区委員会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員会の運営に要する経費
- (2) 地区委員会が行う清掃、環境美化及び資源循環型社会の形成を目的とした活動に要する経費
- (3) その他区長が必要と認めた経費

2 次に掲げる経費は、補助対象から除く。

- (1) 湯茶等以外の飲食費（新年会等を含む。）
- (2) 慶弔費

(補助金の額)

第4条 区長は、予算の範囲内において、前条各号に掲げる経費の総額の4分の3を限度とした額を補助するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区委員会は、エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 年間活動計画書（別記第2号様式）
- (2) 年間収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 役員名簿及び会員名簿
- (4) 規約（前年度に提出したものと同一場合は、提出を省略することができる。）
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる地区委員会は、それぞれ当該各号に定める期間において、前項に規定する補助金交付申請を行うものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 毎年2月1日現在存続する地区委員会 翌年度分を、当該年度の2月1日から3月31日まで

(2) 年度途中で新設した地区委員会 当該年度内

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときはエコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、また、補助金を交付することが適当でないと認めるときはエコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該地区委員会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた地区委員会（以下「交付決定地区委員会」という。）は、14日以内にエコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金請求書（別記第6号様式）により、補助金を請求する。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条に規定する請求に基づき、補助金を交付する。

(事故報告)

第9条 交付決定地区委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区長に書面により報告しなければならない。

(1) 補助金の交付申請内容に変更が生じたとき。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(2) 活動を停止し、又は地区委員会を解散したとき。

(状況報告)

第10条 区長は、必要に応じて、補助対象活動の実施状況について、交付決定地区委員会に報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 交付決定地区委員会は、当該補助を受けた年度内の活動が終了したときは翌年度の4月末日までに、第9条第2号に該当するときは同条に規定する報告を行った後30日以内に、エコポリス板橋地区環境行動委員会活動実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 年間活動報告書（別記第8号様式）

(2) 年間収支決算書（別記第9号様式）

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告があったときは、活動内容等が補助金交付決定内容及び交付条件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、エコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金確定通知書（別記第10号様式）により、交付決定地区委員会に通知する。

(交付決定の取消)

第13条 区長は、交付決定地区委員会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは

交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定地区委員会にその旨をエコポリス板橋地区環境行動委員会活動補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が発生した日から30日以内に補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第12条の規定に基づき補助金の額が確定した場合に、その額を超えて既に補助金が交付されているとき。
- (2) 前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合に、その取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているとき。

（関係書類の保管）

第15条 交付決定地区委員会は、補助金交付に係る運営及び活動等の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第16条 この要綱の施行について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、資源環境部長が定める。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成13年11月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。